

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 大阪市大正区三軒家東三丁目7番21号

名 称 株式会社 日本リサイクル

代 表 者 代表取締役 松下 宜敏



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

尼崎市長 稲村 和美



許 可 の 年 月 日 令和元年 5月 28日

許 可 の 有 効 期 限 令和 6年 5月 27日

1. 事業の範囲

(1) 収集運搬業（積替え・保管を含まない）

取扱産業廃棄物の種類（以下、水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

- ①廃プラスチック類(*)、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤ゴムくず、⑥金属くず、
⑦ガラスくず・コンクリートくず（工作物の除去等を除く。）及び陶磁器くず(*)、
⑧工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物(*)
以上8種類（*は、石綿含有産業廃棄物を含む。）

(2) 収集運搬業（積替え・保管を含む）

取扱産業廃棄物の種類

- ①廃プラスチック類、②紙くず、③木くず、④繊維くず、⑤金属くず、
⑥ガラスくず・コンクリートくず（工作物の除去等を除く。）及び陶磁器くず、
⑦工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
以上7種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	兵庫県尼崎市鶴町7番37号	
面積	185.0 m ²	
種類	保管上限	積み上げることができる高さ
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、 ガラス陶磁器くず、がれき類	106.0m ³	2.5m
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、 ガラス陶磁器くず、がれき類	11.3m ³	1.0m
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず	4.0m ³	容器保管
木くず	4.0m ³	容器保管
廃プラスチック類	6.0m ³	容器保管
ガラス陶磁器くず(石膏ボード)	6.0m ³	容器保管
金属くず	12.0m ³	屋内保管
がれき類	36.0m ³	屋内保管
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、 ガラス陶磁器くず、がれき類	30.0m ³	容器保管

3. 許可の条件

- (1) 当該産業廃棄物の運搬先については事業者の指示に従い、運搬先の受入条件を遵守すること。
(2) 保管施設の維持管理を適切に行い、当該産業廃棄物の飛散、流出及び地下浸透等の発生防止に留意すること。
(3) 当該保管施設を変更する場合は、事前に市長の承認を得ること。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6年 5月 30日 新規許可 平成 26年 5月 28日 更新許可

平成 21年 5月 28日 更新許可 令和 元年 5月 28日 更新許可

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無